

## 2 特別な支援を必要とする子どもの教育の場

自立（注1）と社会参加を見据えて、その時点で子どもの教育的ニーズに最も的確に応える支援を提供できる連続性のある「多様な学びの場」が用意されています。

### 特別支援学校

知的障害 肢体不自由 病弱 視覚障害 聴覚障害

・小中学校との「交流及び共同学習」も実施

### 特別支援学級

知的障害 自閉症・情緒障害 等

・通常の学級との「交流及び共同学習」の充実

### 通級指導教室

LD等（18教室） 言語障害（47学級） 等（平成26年度）

・週1～8時間の指導（自立活動中心）

※ LD等は月1～週8時間

### 通常の学級

・授業のユニバーサルデザイン化などにより、通常の学級で一人一人の特性に応じた授業を行う。

教育の場は主に上記の4つが挙げられますが、教育支援を進めていく中で、「交流及び共同学習」や支援上の様々な配慮などにより、子どもの状態に応じたきめ細かな「学びの場」を形成していきます。

注1：ここでいう「自立」とは、子どもたちがそれぞれの障がいの状態や発達の段階に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

### （1）特別支援学校の教育

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い子どもを対象とし、障がいに応じた専門的な指導が行われています。

通常の交通手段では通学が困難な子どものためにスクールバスを運行している学校もあります。また、住居が遠隔地にある場合や、具体的な生活の流れの中での支援が必要な場合に備えて、寄宿舎が設置されている学校もあります。



▲知的障害特別支援学校



▲肢体不自由特別支援学校



▲病弱特別支援学校



▲視覚障害特別支援学校



▲聴覚障害特別支援学校



▲知的障害特別支援学校寄宿舎

## (2) 小中学校における特別支援教育

小中学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となって関係諸機関との連絡・調整を行ったり、校内の特別支援教育の推進役として体制を整備したりするなど、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対応した指導・支援を進めています。

### ① 特別支援学級における指導

小中学校の特別支援学級では、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われています。

特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象とした学級があります。小中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、指導を行っています。



▲知的障害特別支援学級（小学校）



▲自閉症・情緒障害特別支援学級（中学校）

### ② 通級による指導

小中学校において、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別な指導を特別な場（「通級指導教室」など）で行う教育の形態です（長野県ではほとんどの場合、小学校で行われています）。

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを対象としています。



▲LD等通級指導教室（小学校）



▲ことばの教室（小学校）

### ③ 通常の学級における指導

小中学校の通常の学級においても、障がいのある子どもについては、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じて指導内容や指導・支援の方法を工夫しています。

### 3 「合理的配慮」について

#### (1) 「インクルーシブ教育」とは

障がいのある子どもの就学先を考えていくとき「インクルーシブ教育」という言葉をよく耳にします。「インクルーシブ教育」とは、障がいのある人がその能力を可能な限り発達させることができる教育の場を提供して、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みとされています。すなわち、障がいのある人がよりいっそう参加・貢献できる「共生社会」を目指しています。

その実現のために、学校の設置者や学校には、次のことが求められています。

- ・可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育が受けられるよう配慮すること
- ・子どもにとって最も適した教育内容及び「学びの場」を提供すること
- ・通常の学級，通級指導教室，特別支援学級，特別支援学校での指導の充実を図ること
- ・障がいのある子ども一人一人の状況に応じた「合理的配慮」を提供すること

#### (2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」とは

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるよう、学校の設置者及び学校が必要な変更・調整を行うことであり、一人一人の子どもに対し、その障がいの状況に応じて必要とされるものです。

また、「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」を提供するために国や県、市町村が行う基礎となる環境整備のことです。

例えば、肢体不自由の生徒が車いすを使用して教室で授業を受けるために、出入りにスロープを設置したり、介助員を配置したりするのは、「基礎的環境整備」にあたります。そして、その生徒が教室に出入りしやすいように出入りに近いところに座席を用意したり、緊急時におけるその子のための避難路を確保したりするのが「合理的配慮」にあたります。

また、文部科学省の報告書によれば、「合理的配慮」について、「体制面や財政面において、均衡を失した過度の負担を課さないもの」とも示されています。

このような考えの基に、その子にとって何を最優先しなければいけないのかを関係者が共通理解し、就学先について考えていくことが大切です。

## 4 県内の特別支援学校の配置

長野圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
長野盲学校	視覚障害	○	○	○	○	○	○
長野ろう学校	聴覚障害	○	○	○	○		○
長野養護学校	知的障害		○	○	○		○
朝陽教室					○		
三輪教室			○				
稲荷山養護学校	肢体不自由		○	○	○		○
	知的障害		○	○	○		○
更級分教室					○		
若槻養護学校	病弱		○	○	○		

北信圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
飯山養護学校	知的障害		○	○	○		○

上小圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
上田養護学校	知的障害		○	○	○		○

大北圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
安曇養護学校	知的障害		○	○	○		○
あつみ野分教室			○	○	○		○

松本圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
松本盲学校	視覚障害	○	○	○	○	○	○
松本ろう学校	聴覚障害	○	○	○	○	○	○
松本養護学校	知的障害		○	○	○		○
信濃学園分室			○				
寿台養護学校	病弱		○	○	○		

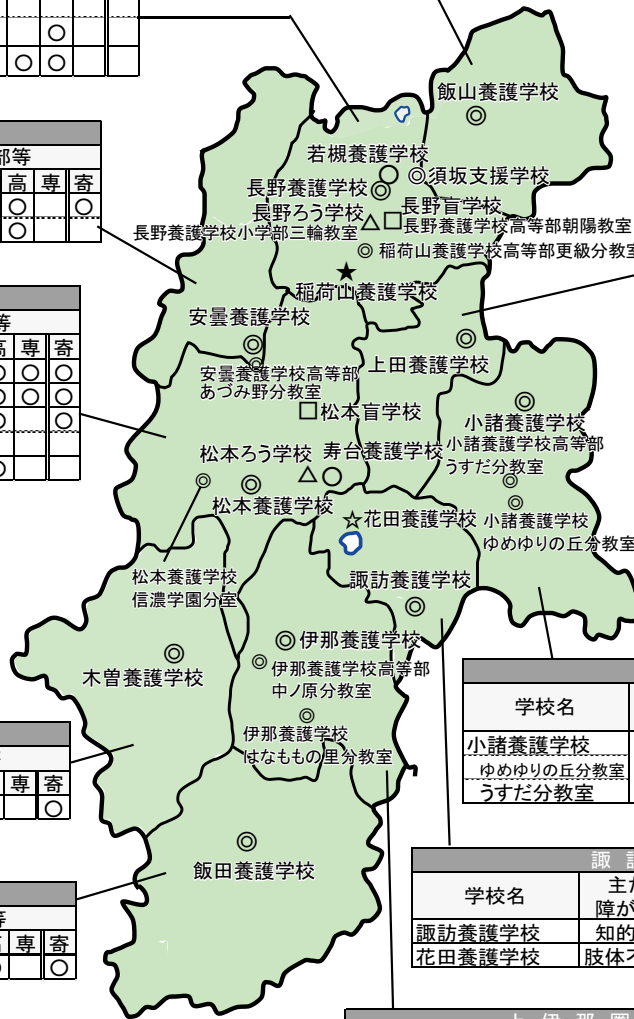
木曾圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
木曾養護学校	知的障害		○	○	○		○

飯伊圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
飯田養護学校	知的障害		○	○	○		○

佐久圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
小諸養護学校	知的障害		○	○	○		○
ゆめゆりの丘分教室			○	○			
うすだ分教室					○		

諏訪圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
諏訪養護学校	知的障害		○	○	○		○
花田養護学校	肢体不自由		○	○	○		

上伊那圏域							
学校名	主たる障がい種	学部等					
		幼	小	中	高	専	寄
伊那養護学校	知的障害		○	○	○		○
はなももの里分教室			○	○			
中ノ原分教室					○		



### 特別支援学校の主たる障がい種

- 視覚障害
- △ 聴覚障害
- ◎ 知的障害
- ☆ 肢体不自由
- ★ 知的障害・肢体不自由
- 病弱

※ 枠内の「学部等」の表記については、以下のとおりです。

- 「幼」…幼稚部      「小」…小学部
- 「中」…中学部      「高」…高等部
- 「専」…専攻科      「寄」…寄宿舎